

第1回 教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン作成検討会 議事概要

日時：令和3年12月1日（水）10時～12時

○委員、●事務局

1. 議事

1) 本検討会の設置趣旨及び今後のスケジュール等について

2) バリアフリー教室及びまち歩き点検等の実施事例等について

- バリアフリー教室の実施事例について、「『心のバリアフリー』社会の実現を目指す」ために、「快く手助けをできる」とあるが、この考え方はそもそも障害の個人モデルの域を脱していないのではないか。

- SDGsの考え方に基づけば、視覚障害、身体障害、内部障害、聴覚障害、知的障害など様々な障害があるが、視覚的・身体的な障害のバリアフリーについての理解が進む一方で、内部障害や聴覚障害などの見えない障害への理解が進まない雰囲気がある。今後、見えない障害についての理解を深めるための教育も進めるべき。

- 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」では、「心のバリアフリー」を体現するための3つのポイントがある。まず重要なのは、この3点を理解することである。
- まち歩きについて、様々な体験をすることも大切なことではあるが、まずは、例えば点字ブロックは何のためにあるのか、「車椅子でまちを歩くとはい」というようなことを議論しつつ、気づきや配慮を学び、自分が何をすべきかを考えることも大事なのではないか。
- これまでのバリアフリー教室では、体験学習が多くあるが、「心のバリアフリー」の説明、障害の説明をする時間が少ない。説明に時間をかけず体験に重点を置くことで、体験後に障害者はやはり大変だ、ということで、障害の社会モデルの考え方からずれた視点が身に付いてしまう。体験を行う前に、視点をきちんと合わせてから実施することも必要。
- 「心のバリアフリー」は、障害の社会モデルと差別の禁止に重点を置いている。企画・立案、研修・講師には、必ず障害当事者が関わる必要がある。

- 視覚障害者の疑似体験について、単純に体験のみしてしまうと「確かに見えないということは大変なことだ」などと思い、このような漠然としたイメージが視覚障害者にとって逆にバリアになってしまう可能性がある。単純な疑似体験だけではなく、例えば、支援や環境整備などを伴うことでどこまで行動が可能になるのかといったことを、当事者の体験談を踏まえて解説することが必要。

- 社会モデルに関連して、心のバリアフリーということで単に障害を理解してもらいたい・障害者を支援してもらいたいと伝えるだけではなく、障害の有無にかかわらず、何かトラブルに遭遇した時に「社会の側で対応して欲しい」と求める権利があることを理解する教育が必要。このような考え方に立つと、過度な自己責任論から解放されて、自分に何かあった時も環境を整えてもらうといったことにより暮らしやすくなり、生きやすくなる。そうした権利の視点も理

解する教育が必要。

○目に見えない障害への理解について、このような事業が進むと小学生などがいろいろな声かけを頻繁にしてしまうが、良かれと思ったことが過剰な介入になってしまい、結果的に障壁になることもあることを啓発すべき。早い段階から、正しい理解を啓発することが重要な一方で、相手を見て、状況に応じて対応できるといった視点も重要。特に発達障害など目に見えない障害は、なかなか支援が行き届かないこともあり、困っているときにどう関わったらいいのかということの理解を啓発できると良い。

○学校現場におけるバリアフリー教育の展開には全面的に賛成である。バリアフリー社会の実現のためには幼い時期からの意識づけが大事だと思う。

○事例紹介でバリアフリーマップの作成というのがあったが、出来れば国がバリアフリーマップの作成と閲覧の共通のアプリを提供してほしい。さらに教育と連携できれば、活動の成果が形になりやりがいにもつながると思う。

○子どもと大人ではバリアフリー教室で教える内容に違いがあり、参加する人の年齢に合わせたガイドラインやマニュアルを作成しなければならないと思う。また、教育の現場でバリアフリーを展開するためには各年代に合わせた教材の開発が必要になる。年代によって、バリアフリーへの関心も異なる可能性があるので今後の調査で明らかにしていく必要がある。

●ご指摘についてそれぞれガイドライン等への反映を検討させていただく。

3) 教育啓発特定事業の実施に関するガイドラインの作成について

○ [別紙] 「障害の社会モデル」についてのご説明

○社会的障壁を見つけたり、解消するアイデアを出し合ったり、障害当事者の話を聞くだけでなく、社会モデルの本質を理解するためのプログラムとすることが必要。障害の社会モデルに関する共通理解を正しく持った上で今後の議論を進めなければ、障害の個人モデルを一層普及してしまうことになるのではないかと懸念している。

○また、障害の社会モデルの考え方は必ずしも十分に広がっていないというデータもあり、社会モデルの理解がどのくらい進んだのかを評価することが必要。

○教育の場を活用した市町村によるバリアフリー教室の実施について賛成。課題として、障害当事者の講話は、ともするとご自身の体験等が主となるため、本来の「心のバリアフリー」の考え方（障害の社会モデルおよび差別の禁止、合理的配慮、具体的接し方等）について、講師の資質の担保、各障害の説明等、一定の研修等の実施についての記載が必要。

○小中学生の体験学習では、例えば、ボッチャ体験、車いすスポーツ体験など、楽しめる企画も併せて検討すべき。例えば、共生社会ホストタウンの福岡県築上町ではこのような取組を地域総合型スポーツクラブが委託されて実施している。

○「心のバリアフリー」の教育等との連携について、これまでの多くの取組が体験型に軸足を置

いて展開されているが、とりわけ精神・発達障害についての基礎的な理解を啓発すべき。例えば、精神障害や疾患について、知識がないまま自分がその立場になったときに偏見をもったり、治療がなかなかできないという体験をすることが多々ある。

- スティグマ（注：差別、偏見）の問題は、実は障害を持っている人の周辺だけでなく、障害を持っている人の中にもあるという見方もでき得る。健常者も教育を受ける方も「自分達の中に内なる偏見のようなものがあるのではないか」という視点があれば、他人事ではないという気付きにつながるのではないかと思います。
- 社会モデルについてまず土台を築かないことには理解が進まない。体験型はどうしても個人モデルになりやすく、このような視点をカリキュラム内容として検討すべき。

○見えない障害について反映することは当然であるが、聴覚障害、内部障害などそれぞれ特性が違う。聴覚障害は、音やコミュニケーションのバリアがあり、聴覚障害の場合には、きちんとコミュニケーションできるような支援が必要となる。この点について他の内部障害よりもバリアが多いということを含めるべき。

○情報は80%が音声であり、視覚的な情報はごくわずかと言われている。そのような立場の方のことを考えるきっかけとして、教育の場での啓発をお願いしたい。聴覚障害者もそれ以外の方々も共に生活できる社会環境を作っていくべき。

○行政及びコンサルタントに向けて、ワークショップのあり方とファシリテーションの技術についてガイドラインに反映できると良い。

○ワークショップについては、どのような参加者のどのような形での社会参画を促すべきかという議論がある。バリアフリーはこの点についてこれまで必ずしも成功例が多いとは言えない。いくつかの成功例を紐解きながら、それを真似して金太郎飴式にやってきたようなところがあるからではないかと思う。教育啓発特定事業の実施にあたり、ワークショップのデザインのあり方についても論点とした方が良いのではないか。

○例えば、一般財団法人世田谷トラストまちづくりで作成している「参加のデザイン工具箱」は、ワークショップのデザインに関する内容となっており、市民参加等を専門とするの先生方の意見が反映されたものとなっている。このような事例も参考としつつ、ワークショップのあり方をブラッシュアップしていくべき時期にきているので、マニュアルに必要な内容を反映できると良い。

○また、ワークショップにおけるファシリテーションの技術についてもマニュアルに反映した方が良い。

○知的障害や内部的にある障害への理解はセミナーや講演で啓発しづらいため、子どもが対面で話ができる機会を設ける意味で、学校教育の中に取り入れることが有効。対面で話をすることで少しずつバリアが解けてくるのではないかと思う。

○これまでに、バスを降りるときに療育手帳をなかなか掲示することができずパニック状態になってしまい警察を呼ばれるといった望ましくない事案もあり、見えない障害についても理解を深めることができればと思う。

- まち歩き体験と関連し、認知症に関しては、地域の徘徊ネットワークなどで徘徊模擬訓練、認知症独り歩き模擬訓練などが実施されているが、そこでも社会モデルでの教育が大切になっています。「心のバリアフリー」という大きな概念の理解で自分事から始めていくことが必要。当事者参画や登壇について、認知症を持つ人で語れる人の意見の偏りや地域格差もあるので、当事者とともに活動をできるイベントの普及も必要。
- まち歩きについて、子どもに体験は必要なことだと思うが、体験をする前に、子どもたちが障害者に対して、どういった印象を持っているのかということも確認すべき。一人一人理解が違うなか、誤解を招いたまま違う方向に理解される危惧もあるのではないか。
- 教育の現場で時間が限られるという点について、限られた時間に多すぎるカリキュラムをやってしまうことは問題。時間はかかっても、体験をする前に、それぞれの障害ということに対してどのように思っているかということも確認すべき。
- 学校の教員からは「見えない人はこんなに大変なんだ」ということを理解させたいなど体験を入れて欲しいという意見がとても多いが、まずは教員に、個人モデル・社会モデルなどについて理解をして頂いた上での実施が重要。
- 小学生が社会モデルを理解してもらうことは難しく苦勞が多い。例えば、「どうやったら自分事に感じられるのか」という観点から、「真っ暗な地球にあなたがいたらどうしますか」、「真っ暗な地球で給食を食べましょう」というような工夫をしつつ考えを伝えるということもやっている。社会モデルの理解について、障害の有無とは切り離して、「どうやったら自分事に落とし込めるか」という点から考えると、小学生にも理解しやすいのではないか。
- 社会モデルの理解、見えにくい障害への理解など様々な課題があるが、「まちづくりにおいてできるだけ誰もが住みやすいまちを作るためにはどうしたら良いか」ということが教育啓発特定事業ガイドラインのベースにある。

2. 今後の予定

- 教育啓発特定事業ガイドライン及び各実施マニュアル（バリアフリー教室編、まち歩き点検等編、シンポジウム・セミナー編、適正利用等の広報啓発編）等について引き続きご議論をお願いしたい。特に地方公共団体の委員においては、取組を進める上で直面している具体的な課題等について幅広くご意見等をいただきたい。

[別紙]「障害の社会モデル」についてのご説明

障害の社会モデル (social model of disability) は、簡単に言えば、障害を個人の属性ではなく、社会的障壁として捉える理論です。

日本に障害の社会モデルの考え方を紹介した研究者の一人であり、障害者政策委員会の座長でもある石川准先生によれば、障害は、自分の身体にあるのではなく、障害者を排除する社会にあるとする考え方は、イギリスの「隔離に反対する身体障害者連盟」(UPIAS; The Union of the Physically Impaired Against Segregation) が、WHO の ICIDH に先立ち、1976 年に提案した障害の定義から始まったそうです。石川先生(2000)は、UPIAS 等の障害者運動の視点を理論化した学問分野が「障害学 (disability studies)」であり、イギリスの障害学が伝統的個人 (医学) モデルを否定し、「社会モデル」を開発したと述べておられます。

イギリス障害学の研究者であるマイケル・オリバー先生 (1983) は、「社会モデル」のパラダイムシフトを、ある個人の身体的制限 (physical limitations) から、いわゆる障害者に制約を強いている物理的・社会的環境へ焦点化したことだと述べておられます。そして、障害者の住居の問題を例にとり、個人モデルでは、障害者の機能制限に焦点化するのに対して、社会モデルでは、住居が個人のニーズに合っていないために障害が作り出されると捉えることを紹介しています。

オリバー先生は、1996 年や 2006 年の著書で、個人モデルと社会モデルを対比させておられます。個人モデルは、「個人的悲劇理論 (personal tragedy theory)」であり、障害の原因を怪我や病気等の「個人的な問題」(personal problem) と捉え、解決するためには怪我や病気等の「治療」(individual treatment) が必要だと考え、障害を治療の対象とする「医療化」(medicalisation) を行います。そのため、医療の「専門家の支配」(professional dominance) を受けることになり、医療の「専門知識」(expertise) に基づいて、個人を「調整」(adjustment) します。また、障害は「個人のアイデンティティ」(individual identity) として捉えられ、障害者に対する「偏見」(prejudice) や「態度」(attitudes) にアプローチしなければならず、障害者は「ケア」(care) され、「コントロール」(control) されたりする受動的な存在だと考えます。そして、この問題を解決するためには、「政策」(policy) によって「個人的適応」(individual adaptation) を促進させることが求められると考えられます。

一方、社会モデルは、「社会的抑圧理論」(social oppression theory) であり、障害の原因を障害のある人達のニーズを想定せずに社会が構築されたという「社会的な問題」(social problem) と捉え、障壁 (barrier) になっている物理的・社会的な環境を取り除くためには「社会的行動」(social action) が必要であり、障害のある人自身による「セルフ・ヘルプ」(self-help) が重要であると考えます。そのため、障害をなくすためには、「個人と集団の責任」(individual and collective responsibility) が必要であり、個人の「経験」(experience) の「肯定」(affirmation) が重要視されます。また、障害は「集団が共有するアイデンティティ」(collective identity) として捉えられ、障害のある人達に対する「差別」(discrimination) や「行動」(behaviour) にアプローチしなければならず、障害のある人達の「権利」(right) が守られるように、障害のある人が必要な「選択」(choice) を行うという能動的な存在だと考えます。そして、この問題を解決するためには、「政治」(politics) によって「社会変動」(social change) を起こすことが求められると考えられるという考え方です。

(以上)